

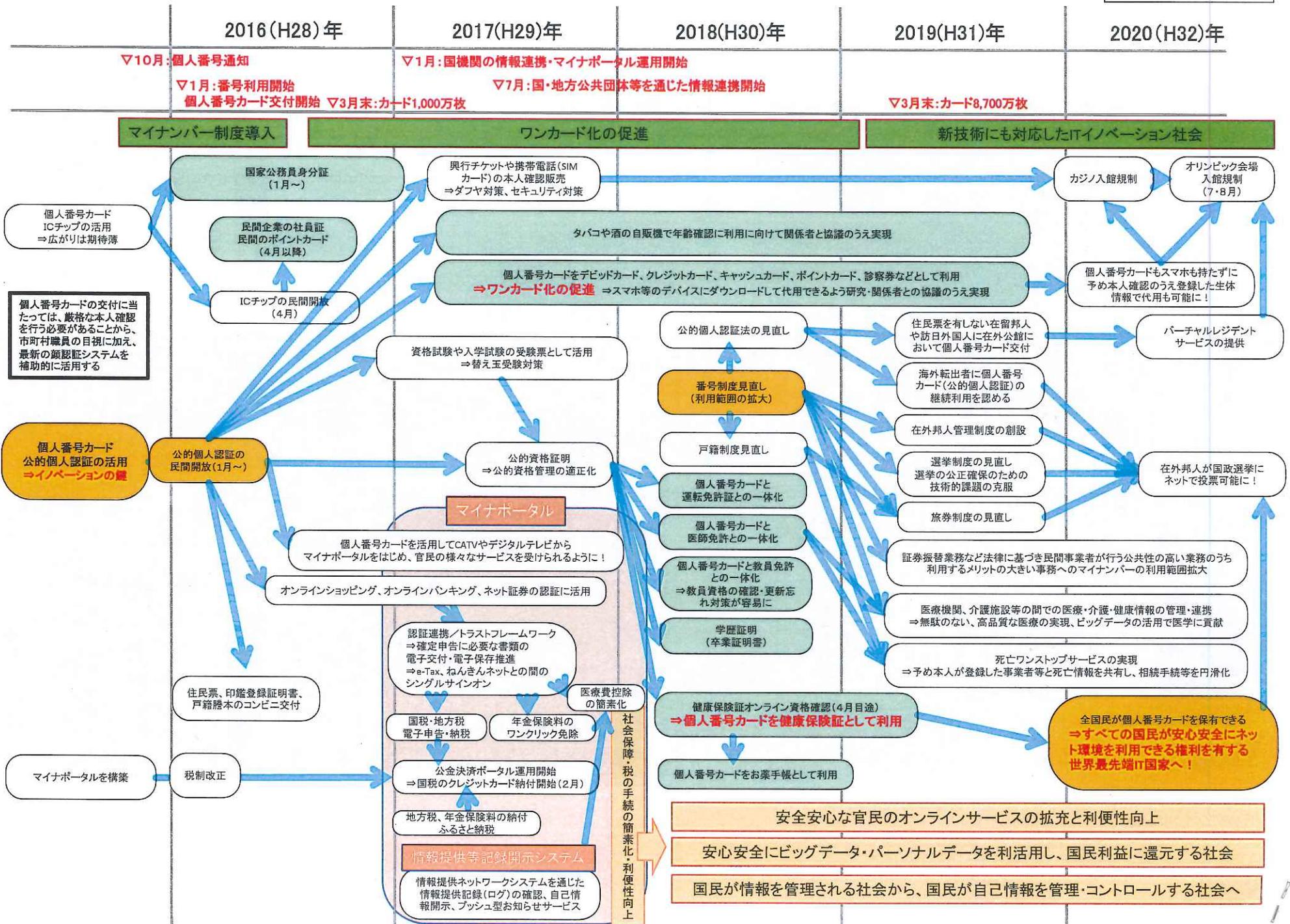
## この国のデジタル化はどこへ行くのか？

2021.10.11 武藤

- 第1 デジタル社会の現状（情報収集機器・保存媒体の発達、増加）  
インターネット上の行動、位置情報を蓄積、利用するビジネス  
「人が動くと、情報が生産される」「情報は金になる」  
ターゲティング広告、GPS、音声認識
- 第2 デジタル化が必要として、デジタル庁は必要か？  
中心となるものは、マイナンバーカードの拡大？その必要性、相当性は？  
これまでのデジタル化政策は？  
住基ネットは一体何だったのか。  
自治体情報・住民業務の中央集権化  
自治体におけるプライバシー保護水準の切り下げ（全国が「個人情報法」レベルに）  
「利活用」ありきの「プライバシー」軽視
- 第3 顔認証のこれまでとこれから
- 1 しくみ
  - 2 利用されている例
  - 3 精度の発展と実用化
  - 4 保険証連動のマイナンバーカード（スマホアプリへ？）による完成
- 第4 どのような規制が必要か（EUはどう対応しているか）
- 1 法規制：GDPR  
生体情報の収集を原則禁止  
プロファイリング規制  
削除権（忘れられる権利）
  - 2 個人情報保護法の改正で個人情報は保護されるか。
  - 3 個人情報保護委員会は、個人情報保護の役割に徹しているといえるか。
  - 4 情報の安全保障

# マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)

資料6



会見で「デジタル庁」の設置を指示するなどしているのは、これを進めるためである。

ただし、いずれもマイナンバーという番号と紐づいてサービスを拡大するというものでは今のところなく、マイナンバー制度のインフラを使ってデジタル化を進める議論ではある。

#### 権利擁護を基盤としたシステム整備を

このような便益の向上と経済的利益という、ある意味とても直接的な便益供与でマイナンバーカードの普及をはかるのは、カードがなくても困らないと思う人びとへのカード取得のインセンティブではある。一方で、直接過ぎる便益供与にどのような懸念があるのかという警戒感も少なからずある。カードの所持を義務化せず、任意の取得に委ねているために起こっている現象でもある。

しかし、現実に爆発的な普及にならないのは、やはり、どこまで何が拡張していくのか様子を見ている人も多いのではないだろうか。個人情報には守られている、番号は使っていないと説明しつつも、じわじわと制度が拡張しているのですその説明がどの程度有効なのか測りかねているとも言えるだろう。

社会の進む方向として、デジタル化は不可避であり、使える情報技術を効果的に利用して市民の権利保障強化を中心にし、効率的に業務を行うことを両立させるのは、この先の高齢化社会

を考えると特に重要だ。また、民間の提供する利便性の高いさまざまなプラットフォームやオンラインサービスに多くの人が慣れ親しんでおり、公的インフラの使い勝手の悪さに対する目は厳しくなるだろう。自治体に対しても例外ではない。

社会環境、情報環境の変化の中で、効果的に業務を進めるためにさまざまな情報技術を活用することを否定する必要はないが、情報技術の利用は目的ではなく、目的を達成する手段に過ぎない。マイナンバーのような番号も同様だ。とくに基礎自治体は、多くの社会保障サービスの提供し、人の支援に関わっているが、社会保障制度の財源や人的リソースの限界という制約も抱えている。そうした制約は、個人情報の利用・提供による個人に対する評価・判断による線引きを変え、個人情報の本人の社会生活や支援に影響を及ぼすことになる。マイナンバー制度では、セキュリティの問題や一元化の回避という観点で個人情報保護が論じられるが、実際の社会保障の提供場面では、個人情報の利用や提供が人権の問題に影響を及ぼし、それは社会保障制度の限界や制約によっているところもある。

マイナンバー制度だけでなく、IT化、デジタル化は、リスクと便益のバランスや便益の強調で社会を説得するのではなく、権利の擁護を基盤にシステムや制度整備を行うことが必要だ。それは、情報技術のインフラだけでなく、社会保障など社会政策の充実や当事者権利保護の強化も必要だろう。

#### 特集 マイナンバーと個人情報保護の行方

## 監視社会化とマイナンバー制度

日本でも各所に配置されている防犯カメラは、犯罪解決に有力な証拠となることがある。しかしながら、

AIによる顔認証技術の進歩とあいまったシステムの運用は、監視社会へとつながりかねない。キヤッシュレス社会となり、個人のくらしの履歴がデータとして収集される現状における、マイナンバー制度の課題とは。



弁護士  
武藤 紇明

#### 一 マイナンバーカードと顔認証データ

##### (1) カードに一体化させられた顔認証データ

マイナンバー制度のもとで、国民の利便性に資するといううたい文句で、マイナンバーカード（正式には「個人番号カード」）が制度化されている。プライバシー保護の観点から、カードの作成は義務ではなく、希望者のみが取得する任意の制度とされている。しかし、そこにはカード取得者が「同意した」と

むとう、ただあき

一九九七年弁護士登録（福岡県弁護士会）。日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長。インターネットにおけるプライバシー、監視カメラ・顔認証システム、秘密保護法等を担当。住基ネット差止訴訟、ストリートビュー訴訟などに関与。共著で、「個人情報トラブル相談ハンドブック」（新日本法規、二〇〇七年）、「地理空間情報の活用とプライバシー保護」（地域科学研究会、二〇〇九年）、「デジタル社会のプライバシー」（航路社、二〇二二年）、「秘密保全法批判」（日本評論社、二〇二三年）、「監視社会をどうする！」（日本評論社、二〇一八年）など。

いえるかがはつきりしないリスクが潜んでいる。マイナンバーカードの申請には、顔写真（またはそのデータ）の提出が必要とされる。

顔写真は、住民基本台帳カードでは本人がカードに表示するかしないかを選択できたが、マイナンバーカードの表（オモテ）面には義務的に表示され、またICチップには、表面に表示された顔写真データも電子データとして搭載される（総務省ホームページ<sup>\*</sup>）。

ところで、証明書に写真を添付することは長年にわたってごく普通に行われてきたことであり、マイナンバーカードに写真が表示され、ICチップに搭載されることに違和感を持つ方はほとんどいないかもしれない。

しかしながら、現在、世界では、顔写真から生成される顔認証データには、本人特定のための高度な特性があることから、そ

の取り扱いには厳しい目が向けられている。

マイナンバーカードは、申請者から提出された写真（またはデータ）から生成される顔認証データ（目・耳・鼻などの位置関係等を数値化して特徴を捉えたデータ。たとえて言うならば「顔指紋」のようなもの、あるいは「三次元バーコード顔バージョン」のようなものである）と受け取りに来た本人の顔を、顔認証装置でチェックし、一致していること、すなわち顔認証による照合ができるという品質保証を確認した上で交付されている。つまりマイナンバーカードには、顔認証による正確な本人確認ができることを自治体が品質保証した顔認証データが不可分一体とされており、その搭載を拒絶する自由は認められていない。

顔認証データの活用は、日本では、二〇〇二年の日韓共催サッカーワールドカップの際のフリーガン（サッカー観戦時に騒動を起こす者）の入国阻止目的で、関西空港と成田空港の税関に設置、運用されたのが始まりである。

その後、民間でも、テーマパークの年間パスポート取得者が、あらかじめ自分の顔認証データを登録することにより、入口のカメラに顔を向けるだけで、あらかじめ作成された「年間パスポート有資格者の顔認証データベース」とAIを用いて瞬時に照合することにより文字通り「顔パス」で入場することができるとして民間利用されている。また、コンサートチケット

集・利用する場合においても、議会による法律制定のないままの収集は許されない。

日本弁護士会連合会は、二〇二二年時点で、すでに官民を通じて、どのような場合なら監視カメラにより市民の顔情報を記録することが許されるのか、許される場合でもどのような運用が求められるかなどを明記した法律を制定することによって、違法なプライバシー侵害を防止すべきであると提言した。そして、顔認証装置（あらかじめ作成された顔認証データベースと、不特定多数の市民とを照合する装置）を適用することは許されないとした（二〇二二年一月十九日付「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」）。その理由は、プライバシー侵害のみならず、デモや集会への参加者も対象とされれば、表現の自由、思想・良心の自由に対する萎縮効果まで懸念されるからである。その後、警察庁が五つの都県警に対し、組織犯罪捜査目的で顔認証装置を配布し、活用を始めたことに対しても、極めて限定的な要件での利用に制限する法律を作成しない限り活用は許されるべきではないとの意見を提言している（二〇一六年九月一五日付「顔認証システムに関する法的規制に関する意見書」）。

## (2) マイナンバーカードの取得は任意から強制へ？

すべての住民に強制的に付番され、通知カードが交付されたマイナンバー制度ではあるが、マイナンバーカードの取得は任

つが高額で転売されるのを防ぐために、チケット購入者からかじめデータを送信させて作成した購入者の顔認証データベースと、来場者の顔とをコンサート会場の入口で照合して入場を許可する方法で活用する例や、書店等で万引き犯データベースとの入口照合を行う活用例が増えている。

二〇一七年に発売されたスマートフォン「iPhone X」では、顔認証による本人確認制度が採用され、その認証の正確さは、指紋認証の一〇〇〇倍とされた。

スマートフォンの認証や、テーマパーク・コンサートの有資格者が、自分の利便性のために任意にその利用に同意する場合の顔認証データの利用は問題はない（ただし、同意しない人が一切サービスを利用できない立付けの場合、指紋の一〇〇〇倍も本人確認が正確にできる情報の提出を強制することになる）、指紋の強制提出要求と全く同じ問題があり、必要性、相当性を満たして民法七〇九条の不法行為が成立しないといえるか疑問がある。

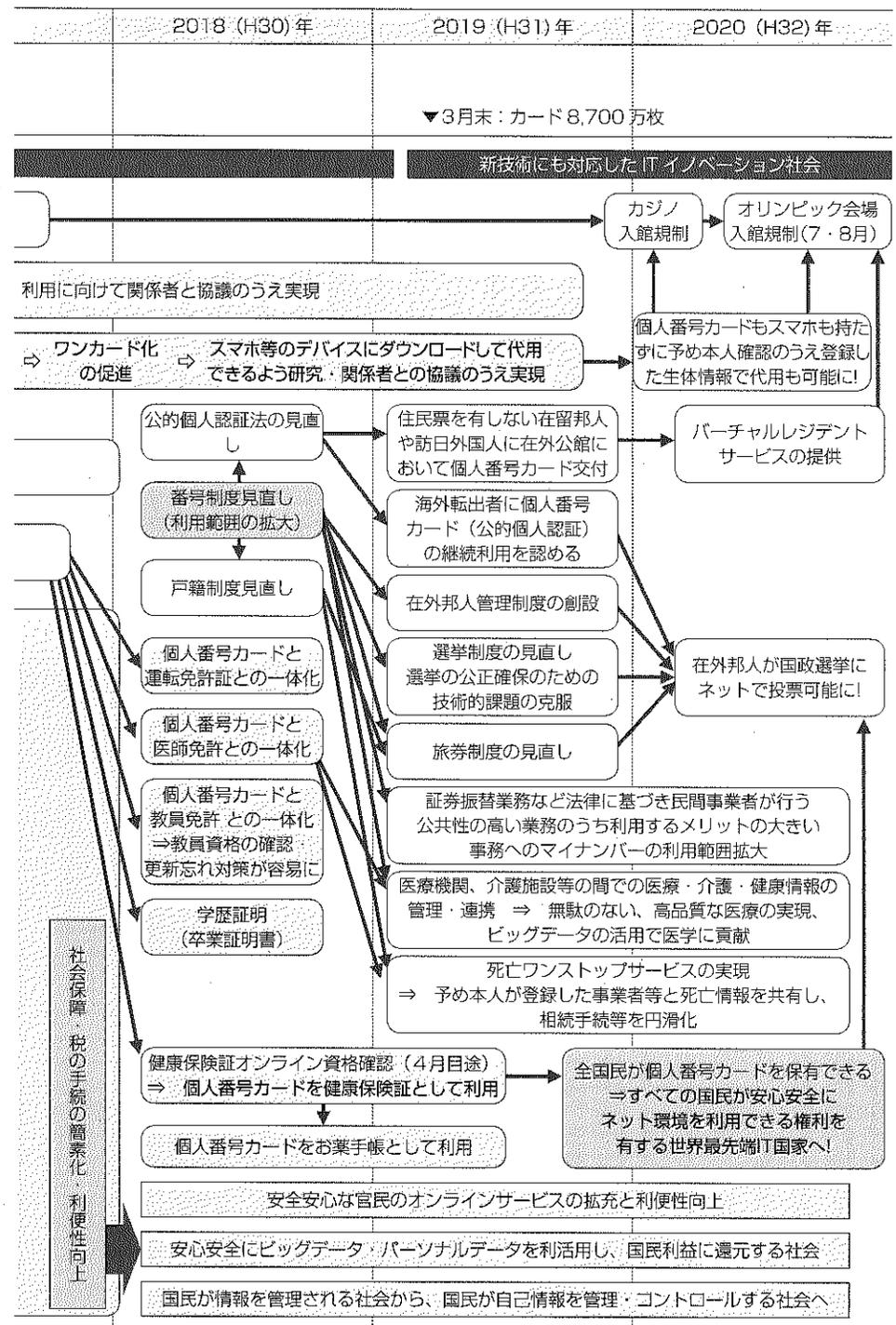
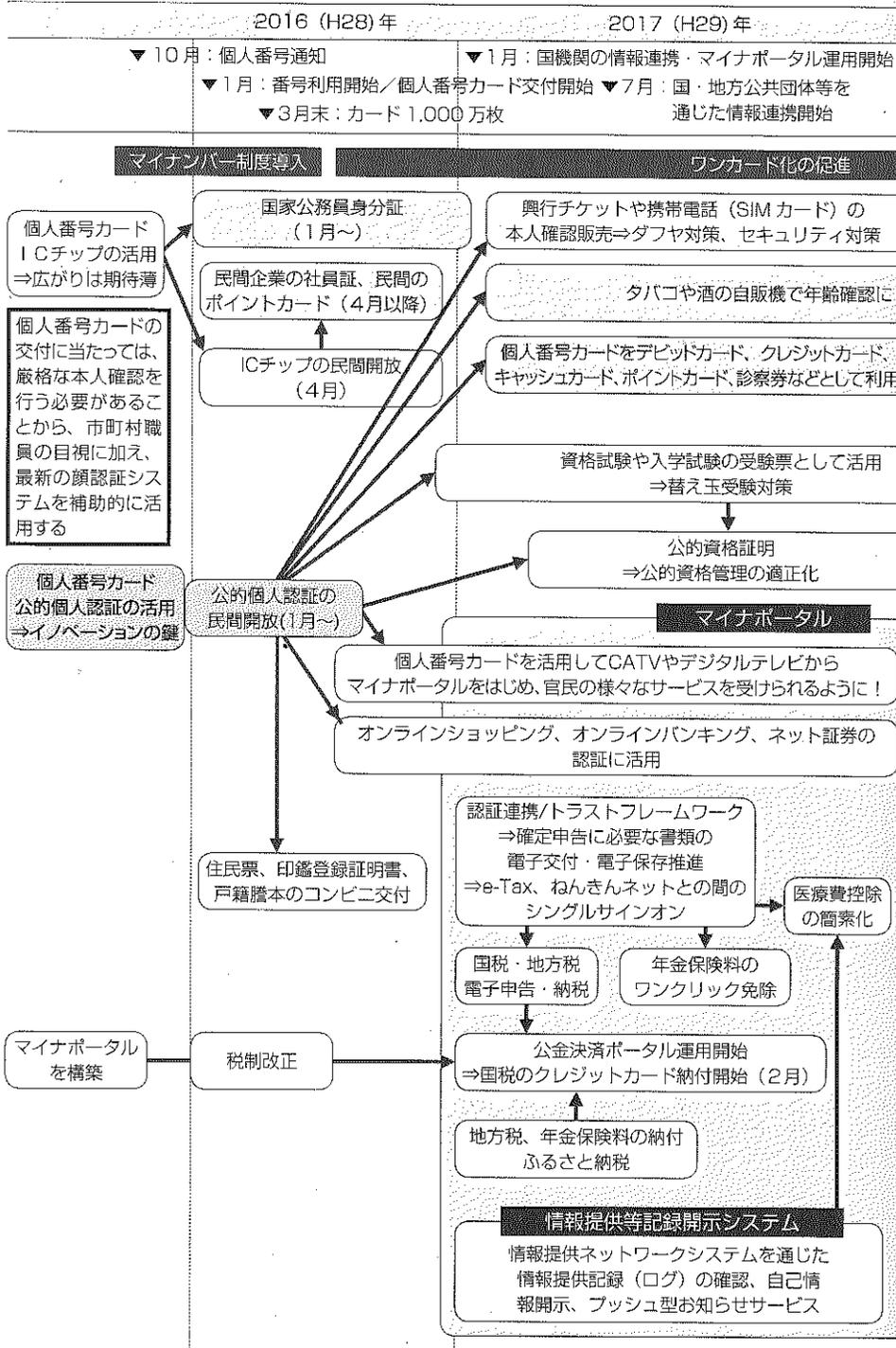
二〇一八年五月に適用開始とされたGDPR（欧州一般データ保護規則）九条一項は、顔認証データを典型とする生体情報の原則収集禁止を掲げ、同二項および三項の例外は、生命に関する利益を保護するために必要な場合や、EU法または加盟国の国内法による定めが存在し、重要な公共の利益を理由とする取り扱いが必要な場合などに限定されており、民間事業者が収

意とされ、メリットが実感できない住民の申請は伸びなかった。

しかし、政府はもともと、マイナンバーカードの公的個人認証を「イノベーションの鍵」と位置づけ、民間開放することを前提とし、「個人番号カードをデビットカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券などとして利用」↓「ワンカード化の促進」↓「スマホ等のデバイスにダウンロードして代用できるよう研究・関係者との協議の上実現」することを予定しており（図1）、また運転免許証や健康保険証として利用することも予定している。その矢印の行く先は、「全国民が個人番号カードを保有できる」↓「すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端IT国家へ！」とされている。

このように、運転免許証や健康保険証とマイナンバーカードが一体化され、「全国民が」「保有できる」制度が指向されているということは、その完成形は、保有するか否かは、個人の自由でも「権利」でもなく、「義務」であり「強制」が指向されているとみるべきであろう。法律で正面から義務化規定を置かなくとも、運転免許証や健康保険証との一体管理の効率化をはかれば、全員一律にマイナンバーカードに一体化させるようになるだろう。「行政効率化」は、「個人の自由」や「個別の意思表示、選択、差異」を排除し、異論を認めない一括処理のための悪しきマジックワードとして濫用される。

図1 ●マイナンバー制度活用推進ロードマップ (案)



そうすると、「マイナンバーカードを取得するかどうかは個人の自由であり、任意」だから、「顔認証データを、自治体に提供するかどうかも個人の自由であり、任意」という建前も、マイナンバーカードが事実上の強制となるまでのわずか数年で終了してしまいかねない。

そもそも、マイナンバーカードを全国民に強制的に保有させ、「行政効率化」をはかることが国民の幸福追求権(憲法二三条)にとって有利であるかどうか、望まない国民・市民(マイナンバー制度の対象となるのは、ロードマップでは表示されていない日本国籍を持たない住民にも及ぶはずである)に強制的に保有する「権利」という名の義務を付与することが正当であるかについての根本的な議論が欠けている。

### (3) 最も効率のよい監視の手段としての顔認証データ

二〇一八年二月二十六日のNHKのウェブページのニュースは、概要次のように中国の監視カメラ・顔認証技術を紹介している。「中国では監視カメラが一億七〇〇〇万台以上設置されている。顔認証システムで個人を特定しており、たとえば赤信号無視で横断歩道を渡ると四〇〇円ほどの罰金を課される。

顔認証システム開発会社の担当者の説明では、このシステムで指名手配犯を二〇〇〇人逮捕した実績がある。中国のATMでは、顔認証で出金でき、カードも、暗証番号入力も不

たが、三〇年前ならSFに分類されたであろうこの小説が純文学たり得ているのは、その悩みが「現代」のものだったからであらう。

しかしながら、日本では、このような形で行政権、とりわけ警察が国民・市民の顔認証データを収集し、それをAIを用いて監視目的で利用することは許されない。私たちも同様の監視の実用化に注意を払う必要性は高い。

マイナンバーカードが事実上の強制となり、市民の顔認証データが行政機関に提出が義務づけられるという形態は、それ自体が危険である。必要な本人確認の行政目的の程度を超えた顔写真データや、それから生成される顔認証データの取得は、当然に許されるものではないというべきである。

GDPが定めるよう、どのような場合に、どのような形であれば顔認証データを収集、保存、利用できるのか、必要もなく収集、利用等されないよう法律で規制すべきである。

二〇二〇年九月、菅首相は運転免許証のデジタル化をマイナンバー制度を活用して推進するよう指示し、警察庁は年内に工程表をまとめる。運転免許保有者八二〇〇万人の顔認証データベースが運用されかねず、危険である。

### 二 キャッシュレス社会の進展に向けた監視の高度化

#### (1) ビッグデータ社会における個人の行動履歴の捕捉

要である。顔認証で、公衆便所の紙の使いすぎも見張っている。反体制派とみられる人物は、北京の地下鉄のカメラで見つかり逮捕された。反体制派とされる中国人作家は、自分たちが常に監視されていたという。」

その後も、設置されるカメラの数はうなぎ登りである。顔認証システムは、AIによって高速度で処理される。中国が設置運営する、AIを用いた監視カメラを中心とするコンピュータネットワークは、「天網」(天網恢々疎にして漏らさずに由来すると言われている)と呼ばれ、人の照合可能な数は毎秒三〇億回とされる。

新疆ウイグル自治区で少数民族のウイグル族を監視するのに用いられているとの批判もある。

二〇一九年には、香港で逃亡犯引き渡し条例改正案に抗議するデモ参加者が、当局による顔認証による監視を回避するため顔をマスクで覆う対抗策をとった。香港政府は同年一月、緊急事態条項を約五〇年ぶりに用いてデモ隊のマスクや覆面の着用を禁止する覆面禁止法を議会手続を経ずに行政会議(閣議に相当)で制定し、施行した。マスクなどで顔を覆い個人の識別ができないようにする行為は禁止され、一年以下の禁固刑などに処せられる(平野啓一郎氏は、監視のための顔認証システムとこれに対抗する覆面の活用、さらにそれに対抗する覆面禁止法が施行される社会を二〇〇九年に小説「ドーン」で描いてい

二〇〇〇年代に入ると、インターネットの普及に伴い、パソコンを通じた個人のインターネット上の行動履歴が大量に生産され、活用されることが認識されるようになった。

何という検索キーワードがよく使用されているか、どのホームページの閲覧数が伸びているか、などは利用者からも容易に推測できる保存形態であった。さらに、どのIPアドレス(インターネットアクセスをする起点の住所のようなもの)の人が、いつ、どこからどこまでの近道検索をしたのか、どのホームページのどのファイルをどのくらいの時間閲覧してほかに転じたのか、などのきめ細やかな情報、つまり特定個人が、インターネット上でいつどこを閲覧していったかの詳細履歴さえ保存されていることはあまり利用者には意識されていなかった。

他方で、アマゾン、楽天などのインターネット市場での商品検索、アクセス、購入実績等の履歴から、あるいはcookieを利用したインターネット上での検索履歴、アクセス履歴から特定個人の趣味嗜好を分析し、それに合わせた有効な広告を表示するターゲティング広告が始まった。

海外では、たとえば爆弾の作成方法を教えるホームページへのアクセス者を解析するなどの捜査手法が早々に実用化され、捜査の必要性とインターネット上のプライバシーとの調整が論争になった。

二〇一三年には、世界中の人びとのインターネットでの行動



ような仕組みに税金を投入して市民全員に持たせるのは税金の無駄である。一九九五年以降のインターネット革命に乗り遅れ、世界の先頭からずるずると後退してきた日本の「IT戦略観」のずれも象徴している。

二〇一九年七月には、セブン&アイ・ホールディングスのスマートフォン決済サービスが不正アクセスされ、サービス開始からわずか四日で入金停止に追い込まれた。キャッシュレス決済の導入を急いだ対策の甘さが指摘されている。二〇二〇年九月には、NTTドコモの電子決済サービス「ドコモ口座」を悪用した銀行預金の不正引き出し問題が発覚した。いずれも二段階認証等の初歩的な本人確認手続を怠った事案であり、天下の大企業による情報管理は信じられないほどずさんである。

現在政府が実施しているマイナンバーカード普及策は、消費額に応じて最大五〇〇〇ポイントが付与される仕組みである。これは、二〇一五年の失敗を踏まえたものと思われる。

すなわち、当初、二〇一五年一月から消費税を八%から一〇%に上げる代わりに、マイナンバーカードを利用して食料品等を購入した場合、その購入実績に応じて最大四〇〇〇円を還付する制度が提案されたが、広範な反対で導入されなかった。これは、まさに市民の消費動向を把握することと引き替えに増税緩和策を採るという仕組みであった。

行政機関は、可能な限り個人の全体像を把握できるよう、個

人情報を結合させたいという動機があると、住民基本台帳ネットワーク導入のための一九九九年の住民基本台帳法改正法案の審議の際に与党議員から説明がなされた。

榎屋委員「私も役人の端くれをしておりましたから分かるのですが、もうこのデータベースとこのデータベースを絶対ひっつきたい、のどから手が出るほどひっつきたいと思う」「最初から悪いことをしようなんて思っている訳じゃないのです。住民のサービスを向上するためには、この情報はひっつけた方がいい、データベースを作った方がいいというふうに絶対思うわけでした」(一九九九年四月二〇日 衆議院地方行政委員会)。

市民が、このような行政機関の欲求や動機を正しく理解し、マイナンバーカードが、住民基本台帳カードで警戒すべきとされていた行政機関による濫用ケースといえる「全市民の購入履歴行動履歴の根こそぎ捕捉」につながらないように、近代憲法がその前提としている「公権力に対する警戒心」を持ち、主権者としての誇りを持ち、自分のプライバシー権を保持するための不断の努力(憲法二二条)ができるのか、が問われている。

\*1 [https://www.soumu.go.jp/koujinbango\\_card/03.html](https://www.soumu.go.jp/koujinbango_card/03.html)

\*2 [https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2012/120119\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2012/120119_3.html)

\*3 [https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160915\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160915_2.html)

## 特集 マイナンバーと個人情報保護の行方

インタビュー●

# 自治体の現場からみる

## マイナンバーカード

大阪府豊中市

齊藤健文

大阪府本部豊中市職員組合 副委員長

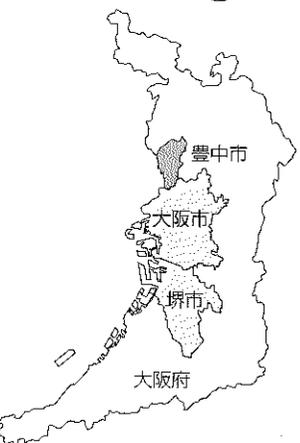
インタビュー● 林 鉄兵

「月刊自治研」編集長

大阪大学や大阪音楽大学があり、教育文化都市として知られる大阪府豊中市。九月からマイナポイントがスタートしたが、自治体の現場ではマイナンバーカードをめぐるどのような状況となっているのか。市職の副委員長から職員の声の声をうかがった。

### ● 定額給付金支給をめぐる現場の状況

これから豊中市において、マイナンバーのシステム担当や市民と直に接している窓口の業務担当をされている現場の職員のみなさんが日々感じられていることについて、市職の副委員長からうかが



【豊中市】

大阪府北部の北摂豊能地域に位置する人口約40万人、面積36.6平方kmの中核市。北部は阪急電鉄の駅や大阪大学を中心に、大阪市のベッドタウンとして住宅地が広がり、南西部は大阪国際空港(伊丹空港)を中心に住宅と工場が混在している。全国高等学校野球選手権大会発祥の地としても知られている。

請をめぐっては、さまざまなトラブルが発生し、日本のIT水準に疑問符が付きました。

まず特別定額給付金の支給に関連した現場はどのような状況だったのでしょうか。

齊藤 国は当初、マイナンバーカードを使ったオンライン申請ができるということとを盛んにアピールしていましたが、マイナンバーカードが発行されるまでには申請から二、三ヵ月かかるので、給付金をもらうために新たにカードの発行を申請する人はそれほど増えなかったようです。ただ、マイナンバーカードそのもの

つていきます。

新型コロナウイルス対策として、紆余曲折を経て一人一〇万円の特別定額給付金が各自治体を通じて支給されることとなり、五月一日からはマイナポータルを通じたオンライン申請の受付が始まりました。しかしながら、このオンライン申

「ショック・ドクトリン」でデジタル化を強要し、監視資本主義に個人情報を提供し、  
誰一人取り残さないデジタル監視国家をつくるデジタル庁はいらない！

## 【1】異例の官庁＝デジタル庁とはどういう組織か

### ●内閣に設置（金融庁や消費者庁のような内閣府の外庁ではない）

第五条 2 デジタル庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

### ●総理大臣直轄（他に復興庁があるのみ）

第六条 デジタル庁の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、デジタル庁に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分担管理する。

### ●関係行政機関に対するデジタル大臣の勧告権

第八条 5 デジタル大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。

6 デジタル大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7 デジタル大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。（内閣法第六条＝総理大臣の指揮監督）

## デジタル庁設置法案の概要

<予算関連法案>

### 趣旨

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

### 概要

#### 1. 内閣にデジタル庁を設置

#### 2. デジタル庁の所掌事務

##### (1) 内閣補助事務

・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

##### (2) 分担管理事務

・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進

・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等

・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理

・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等

・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務

・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等

・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進

・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

#### 3. デジタル庁の組織

(1) デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。

(2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。

(3) 副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。

(4) 全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。

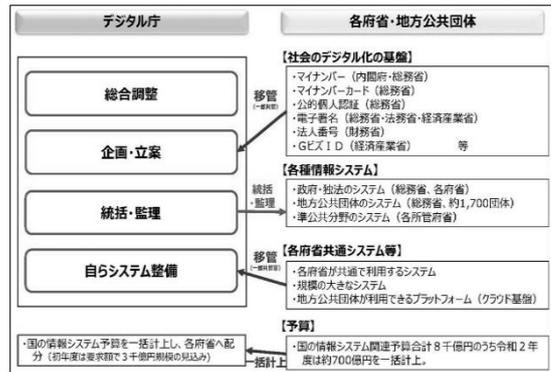
#### 4. 施行期日等

(1) 施行期日：令和3年9月1日

(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

## ●情報システム関係の組織・整備・予算の集中管理

- ＊個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ＊マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用
- ＊情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ＊本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ＊商業登記電子証明、電子署名、公的個人認証、電子委任状
- ＊データ標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベースの総合的・基本的な政策の企画立案等
- ＊国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理の基本的方針の作成及び推進
- ＊(仮称)Gov-Cloud、(仮称)自治体等共通SaaS基盤(標準システム)の整備



## ●民間主導の官庁

事務の統括監督+大臣を補佐＝デジタル監に民間人

第十一条 2 デジタル監は、次に掲げる職務を行う。

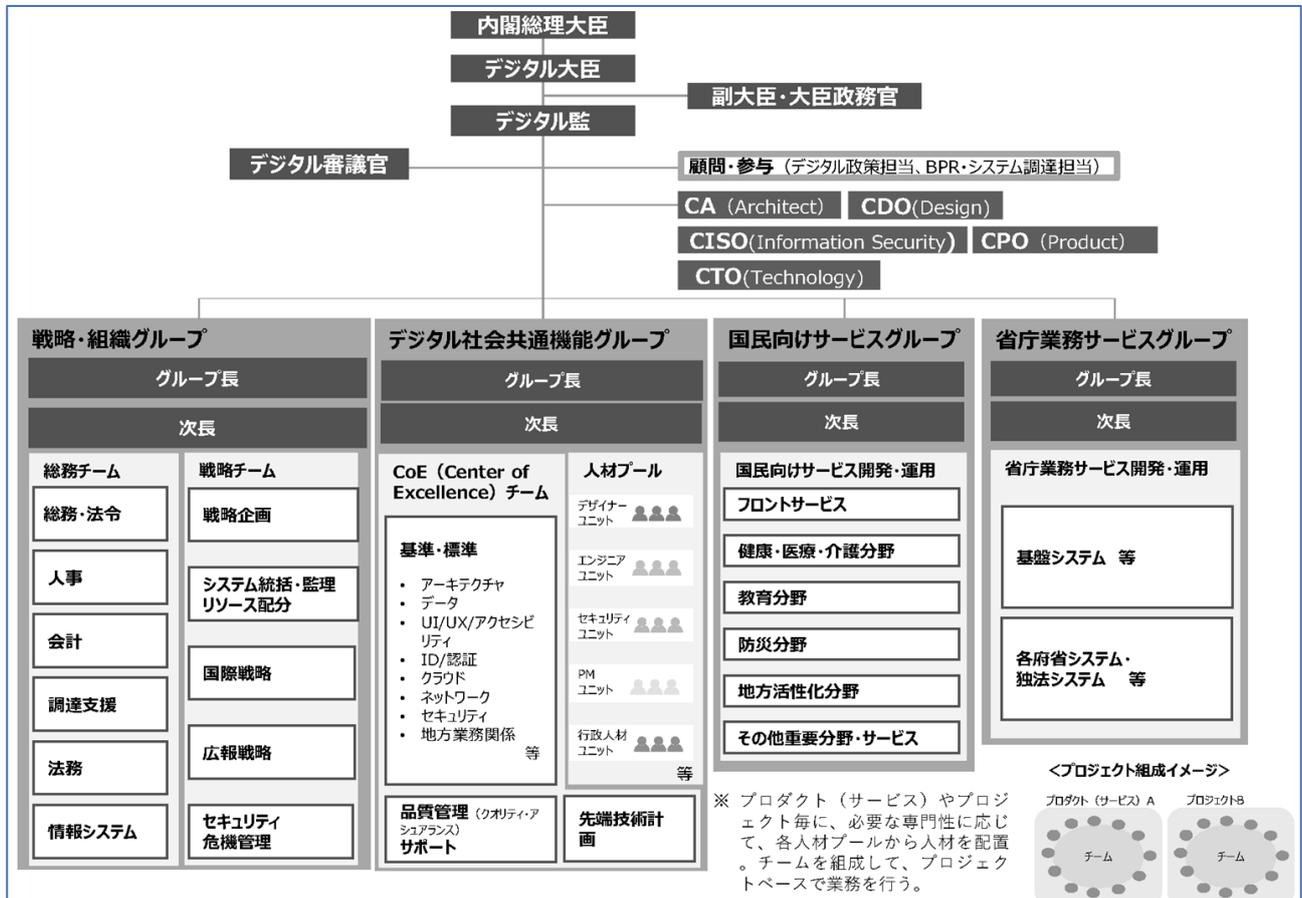
- 一 デジタル庁の所掌事務に関する重要事項に関し、デジタル大臣に進言し、及びデジタル大臣の命を受けて、デジタル大臣に意見を具申すること。
- 二 デジタル大臣を助け、庁務を整理し、デジタル庁の各部局及び機関の事務を監督すること。

職員約600人のうち民間出身者が約200人(9.1時点182人、内 民間企業出身が125人)

民間企業等に在籍しての非常勤職員も可能

## ●デジタル庁の組織

(第1回デジタル社会構想会議(2021. 9. 28)資料1より)



## ●幹部職員

(デジタル大臣) 平井卓也 ⇒ 牧島 かれん

(デジタル副大臣)

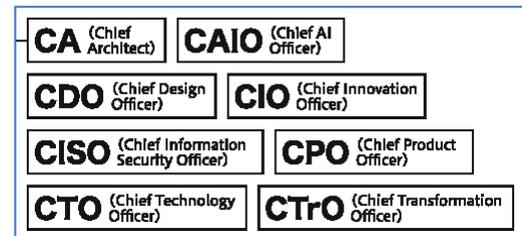
(デジタル大臣政務官)

(デジタル監) 石倉 洋子 (一橋大学名誉教授)

(デジタル審議官) 赤石 浩一

(顧問) 村井 純 (参与) 遠藤 紘一、(参与) 向井 治紀

(C x O) ※民間人、非常勤・・・8ポスト予定、5ポスト決定



▶(2021. 6. 4時点の組織図)

Chief Architect (チーフアーキテクト、情報システムのアーキテクチャー設計)

江崎 浩(東京大学大学院情報理工学系研究科教授、インターネット研究)

Chief Information Security Officer(最高情報セキュリティー責任者)

坂 明 (警察庁出身、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会CISO)

Chief Design Officer (最高デザイン責任者)

浅沼 尚 (三菱UFJフィナンシャル・グループ子会社Japan Digital Design CXO)

Chief Product Officer (最高製品責任者) 水島 壮太 (ラグスル執行役員CPO)

Chief Technology Officer (最高技術責任者) 藤本 真樹 (グリーン取締役CTO)

(分野統括)

ガバメントクラウド統括 梅谷 晃宏

ガバメントソリューション統括 田丸 健三郎

国際戦略統括 座間 敏如

デジタルエデュケーション統括 中室 牧子

デジタルヘルス統括 矢作 尚久

データ戦略統括 平本 健二

「紙が大好きな抵抗勢力と戦い続ける」「最初の関門である、「データの目的外利用禁止」というマインドセットを、「データは共有し、その価値を最大化する」というマインドセットに変えるだけでも相当壁は高い」「2030年に世界各国がデータ社会を完成させ、グローバルな連携を図り始めるときに日本がそこに参加できるかどうか、今が正念場です。」(デジタル庁note2021.7.7より)

リソースマネジメント統括 岩澤 俊典

(グループ担当)

戦略・組織グループ (グループ長) 富安 泰一郎 (次長) 山本 和徳

デジタル社会共通機能グループ (グループ長) 楠 正憲 (次長) 犬童 周作

国民向けサービスグループ (グループ長) 村上 敬亮 (次長) 内山 博之

省庁業務サービスグループ (グループ長) 篠原 俊博 (次長) 菅原 希 (次長) 早瀬 千善

## ●デジタル推進体制 (図は第1回デジタル社会構想会議(2021. 9. 28)資料1より)

\*デジタル社会推進会議(第1回2021. 9. 6) 議長: 総理大臣、構成員: 全閣僚

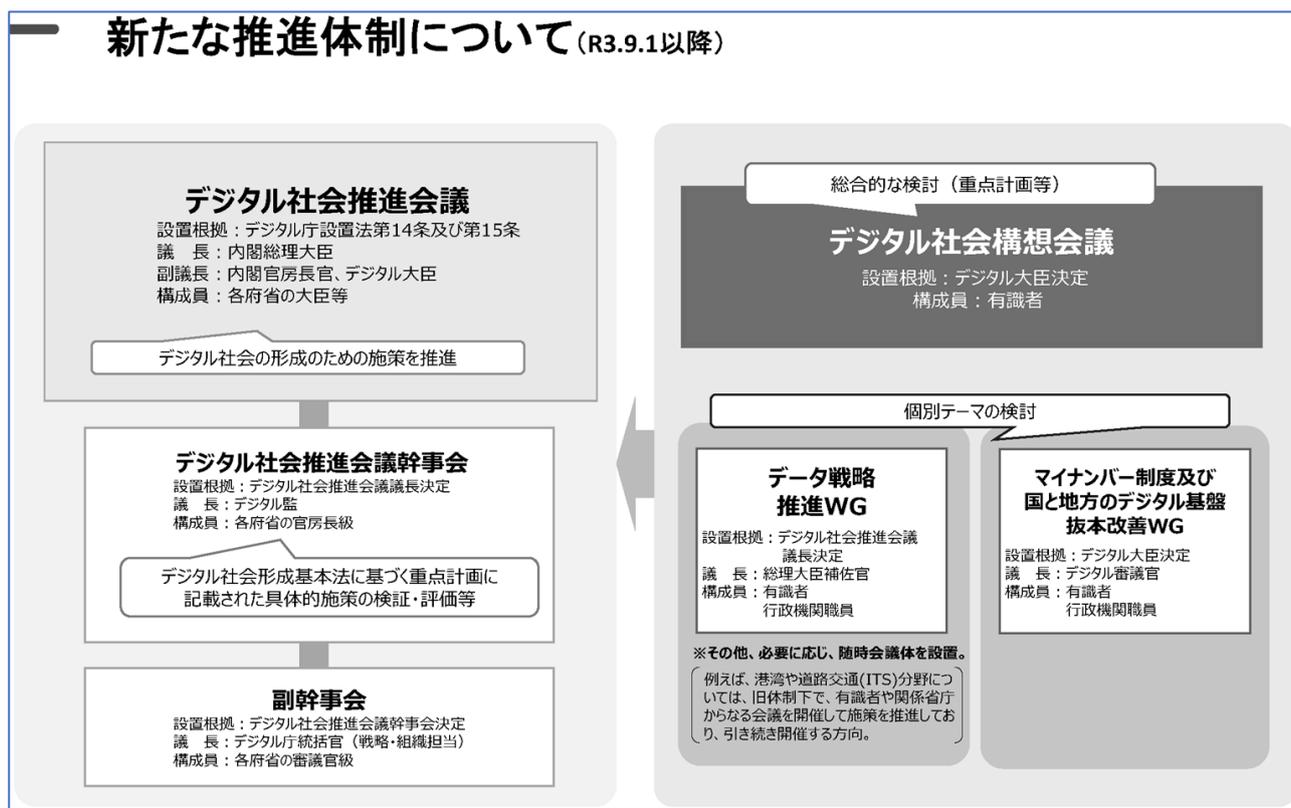
全閣僚等で構成される施策の推進・関係行政機関相互の調整会議

\*デジタル社会推進会議幹事会(第1回2021. 9. 10)議長: デジタル監、構成員: 各府省の官房長

\*デジタル社会構想会議(第1回2021. 9. 28) 議長: 村井 純 (慶応大教授)

有識者によるデジタル社会の形成に向けた総合的検討

- 構成員 池田 宜永 都城市長  
 伊藤 穰一 株式会社デジタルガレージ 共同創業者・取締役  
 太田 直樹 株式会社 New Stories 代表取締役  
 川邊 健太郎 Zホールディングス株式会社社長/一般社団法人日本IT団体連盟会長  
 國領 二郎 慶應義塾大学 教授  
 越塚 登 東京大学大学院 教授  
 夏野 剛 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科特別招聘教授  
 野田 由美子 ヴェオリア・ジャパン株式会社社長（※日本経団連推薦）  
 平井 伸治 鳥取県知事/全国知事会会長  
 三木谷 浩史 楽天グループ株式会社社長兼社長/一般社団法人新経済連盟 代表理事  
 若宮 正子 特定非営利活動法人ブロードバンドスクール協会理事



## ●その他のデジタル庁の会議

### \* コンプライアンス委員会

名取俊也委員長（弁護士）、遠藤紘一（デジタル庁参与）、梶川融（太陽有限責任監査法人）、國領二郎（慶応大教授）、芝昭彦（弁護士）、藤森恵子（公認会計士）

### \* 「デジタルの日」検討委員会（デジタル社会形成WG、デジタルデビューWG、コンテンツWG）

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するため、社会全体でデジタルについて振り返り、体験し、見直し、共有し合える定期的な機会として、「デジタルの日」を創設。官民で連携し、デジタル関連の技術・サービスを利用した祝祭を実施

### \* マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議

### \* 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議

## ●所管の法人

地方公共団体情報システム機構（略称：J-LIS）

## 【2】なぜデジタル庁を作ったのか

### Q 「新型コロナで行政や民間のデジタル化の遅れが浮き彫りになったから」か？

- A コロナ前から進められ、コロナ禍に便乗して抵抗の大きいデジタル化を一気に押しつけるため
- ・2015年マイナンバー制度スタート⇒市民の反発等でマイナンバーカードは普及せず、マイナンバーの  
↓ 提供も進まず、情報連携やマイナポータルの利用も低迷する行き詰まり状態
  - ・危機感を抱いた菅官房長官(当時)の号令により、2019年6月に普及促進方針を決定  
↓ マイナンバーカードを2023年3月までにほとんどの住民に保有させるため、マイナポイントや健康  
↓ 保険証利用、市区町村での交付促進や公務員への取得強要など⇒遅々として進まず
  - ・発生した新型コロナ流行をチャンスとみてマイナンバー制度の再構築に利用しようと「**マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG**」を2020年6月に設置し12月に報告⇒法案の基礎  
「今般の感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを後戻りさせず**社会変革の契機と捉え、……通常であれば10年掛かる変革を、将来を先取りする形で一気に進め、「新たな日常」を実現する。**」(「骨太の方針2020」5頁)  
コロナ後のニューノーマルへの移行原則として「漸進主義ではなく、ショックセラピー型で抜本的に移行する」(「IT新戦略の概要～デジタル強靱化社会の実現に向けて～」2020. 7.17)

### Q 「デジタルの遅れ」「デジタル敗戦」？・・・何に対する「遅れ」「敗戦」か？

- A 個人情報資源とし利潤追求する監視資本主義の国際競争に日本が負ける危機感＝「デジタル敗戦」  
「デジタルガバメントを議論するときも、国内の行政を単なるオンライン化するというだけの議論じゃなくて、大きなデータ・ドリブン(駆動型)・エコノミーの流れで、どう我々が国際競争に勝っていくかということと、日本国内の行政を効率化をして利用者である国民の利便性を高めていくか」  
(2021.3.24衆院内閣委 自民党:平将明委員)

「監視資本主義ー人類の未来を賭けた闘い」(シヨシャナ・ズボフ、東洋経済新報社2021.6)

「監視資本主義は人間の経験を、行動データに変換するための無料の原材料として一方的に要求する。これらのデータの一部は、製品やサービスを向上させるために使われるが、残りは占有的な**行動余剰**と宣言され、「人工知能」と呼ばれる先進的な製造プロセスに送られ、わたしたちの行動を予測する**予測製品**へと加工される。…」(p.8)

### Q マイナンバー制度が活用されなかったから、デジタル化が遅れたのか？

- A 20年間のデジタル化を振り返ると、遅れた一因は住基ネットーマイナンバー制度普及への固執
- ・2000年IT基本法・IT革命、2001年e-Japan戦略、2002年住基ネット稼働、2003年公的個人認証開始
  - ・「住基ネットは電子政府・電子自治体を支える基盤」(住基カード、公的個人認証ー電子申請)
  - ・住基ネット反対広がる(不参加自治体、住基ネット・マイナンバー訴訟etc)
  - ・住基カードは2015年12月末約5.6%、マイナンバーカード2019年6月末13.5%と普及せず自己情報コントロール権を保障しない制度を見直さず、市民の信頼が得られない制度に固執したために、電子申請そのものが普及しない結果に

### デジタル庁の目的は、抵抗を排して国ー地方ー民間の個人情報をつなぐことを可能にすること

「デジタルの一番のメリットというのが何かと突き詰めて考えたら、やっぱりつながること、つながった上で情報連携ができることということ」(参院内閣委2021.4.20平井デジタル担当大臣答弁)

### 【3】デジタル庁で何をしようとしているか

#### (1) 国全体の作り変えを目指す (2021. 9. 1デジタル庁発足式菅総理大臣(当時)挨拶)

「思い切ってデジタル化を進めなければ、日本を変えることはできない。これを強力にリードする司令塔が必要である、こうした思いで、デジタル庁の創設を決断いたしました。…行政のみならず、我が国全体を作り変えるくらいの気持ちで、知恵を絞っていただきたい」

#### (2) 2021年9月1日平井デジタル大臣メッセージ……デジタル庁の3つの柱

「デジタル庁は、一人ひとりの多様な幸せを実現する「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、大胆かつ迅速に、また継続的にデジタル改革を推進することで、世界に誇れる日本の未来を創造していきます。国、地方公共団体、民間事業者、その他世界中のあらゆる関係者を巻き込みながら、有機的に連携し、ユーザーの体験価値を最大化するサービスを提供します。デジタル庁では、これを実現するために、高い志を抱く官民の人材が、互いの信頼のもと協働し、多くの挑戦から学びながらデジタル改革を実行していくスタートアップのような組織を目指します。

デジタル庁では3つの柱に重点的に取り組みます。

**第1の柱は「行政のデジタル化」。**スマートフォン一つで、役所に行かずともあらゆる手続きがオンラインでできる社会を作るため、システムの統一・標準化、さらにデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及等を推進します。

**第2の柱は「医療・教育・防災をはじめ、産業社会全体にわたるデジタル化」。**オンライン医療・教育を実現して、日々の暮らしを便利に変えていきます。ベースレジストリを社会で広く共有し、新しい雇用や投資を生み出すことで、豊かに成長する経済社会を作っていきます。

**第3の柱は「誰もが恩恵を享受できるデジタル化」。**年齢、地域、経済状況などによらず、全ての国民が情報にアクセスでき、デジタル化の恩恵を享受できるようにします。…」

#### (3) 今後のデジタル改革における主な項目 (案) (第1回デジタル社会推進会議2021. 9. 6資料5)

##### 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化の推進

###### 新型コロナ対策など緊急時の行政サービスのデジタル化

- ・マイナンバーカードを利用した公金受取口座の登録を早期に開始し、緊急時の給付・事務処理の迅速化を実現する。
- ・マイナンバーカードも活用して、ワクチン接種証明のスマートフォンへの搭載を実現する。さらに、ワクチン接種事務のデジタル化も推進する。

###### マイナンバーカード等の活用の推進

- ・マイナンバーカードの健康保険証としての利用を推進する。特定健診情報や薬剤情報を閲覧できるようにする。〈令和3年10月〉
- ・運転免許証・在留カードとの一体化を推進する。〈令和6年度末・7年度〉
- ・マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォン搭載を実現する。〈令和4年度中〉
- ・社会保障・税・災害の3分野以外に情報連携を拡大し、各種添付書類の省略を実現する。〈次期通常国会に法案提出〉
- ・概ね全市町村で、子育て等主要手続のオンライン申請を可能に。〈令和4年度中〉

###### 霞が関・地方のシステム刷新

- ・国民向けの行政窓口(政府ウェブサイト、マイナポータル)の標準化・統一化等を推進する。
- ・霞が関のシステムの徹底した統合・一体化など、国の情報システムの刷新を加速化する(ガバメントク

ラウドの整備等)。特別会計等により整備された情報システムの予算計上の在り方についても検討する。

- ・自治体のシステムの統一・標準化を推進し、5年以内(令和7年度まで)の実現を目指す。国・地方の情報連携を含めたトータルデザインの検討を具体化する。

## 2. 暮らしのデジタル化の促進

### デジタル庁主導で全体像(見取り図)を描き、暮らしを変えるデータ連携を実現

医療、教育、防災、モビリティ、契約・決済等の分野において、デジタル化やデータ連携を推進する体制を構築し、実装を進める。

#### (医療分野の例)

- ・新型コロナが拡大する中でも国民が医療機関を受診しやすい環境を整備するため、オンライン診療を強力に推進する。
- ・国民が生涯にわたって自らの健康情報を電子記録として正確に把握するための仕組み(PHR)の提供を推進する。

#### (教育分野の例)

- ・児童生徒や教職員など現場の声も踏まえ、ICT利活用環境の強化、デジタルコンテンツの教育現場での活用を図る。

#### (防災分野の例)

- ・災害発生時の避難、救援等に的確に対応するため、防災関連情報のデータ連携の実現を図るプラットフォームの整備を推進する。

### 包括的データ戦略の推進

デジタル社会の基盤となるデータベースの整備やデータ取扱いルールの実装等を推進する。

### データの信頼性を確保する仕組みを実現

誰もが安心してデータを利活用できる環境を整備するため、意思表示の証明、発行元証明、存在証明など、データの信頼性を確保する仕組みを実現する。

## 3. 産業全体のデジタル化とそれを支えるインフラ整備

5G、ビヨンド5Gの推進、半導体戦略の具体化(詳細略)

データセンター等の最適配置(詳細略)

経済安全保障の基盤となるデジタルインフラの整備(詳細略)

認証・申請基盤の確立による法人向け行政サービスの質の向上(詳細略)

デジタル人材育成の強化(詳細略)

## 4. 誰一人取り残さないデジタル社会の実現

### ICT機器・サービスに関する相談体制の充実

- ・「デジタル活用支援」に重点的に取り組む。(高齢者や障害者が、身近な場所で身近な人からICT機器・サービスの利用方法を学ぶ環境作り)
- ・地方公共団体や教育機関等と連携し、地域のサポート体制を確立することにより、幅広い取組を国民運動として促進する。

### 情報バリアフリー環境の実現

- ・障害者、高齢者等の利便の増進に資する情報通信機器・サービスの研究開発の推進及びその普

及を図る。

### 中小企業のデジタル化の支援

- ・中小企業等の持続的なデジタル化に必要な支援環境を整備する。  
(オンライン会議、電子商取引などを活用しようとする中小企業に専門家を派遣するなど)

### 市区町村等における国民のアクセスポイントの確保

- ・政府が市区町村窓口に配備したタブレット端末の用途拡大や運用ルールの改善等について検討・実施する。

## 新重点計画の策定・・・12月中下旬の閣議決定を目指して策定

新重点計画の策定に当たっては、「当面のデジタル改革における主な項目(案)」を盛り込むとともに、昨年12月に閣議決定したデジタル・ガバメント実行計画及び本年6月に閣議決定した重点計画のフォローアップを行いつつ、「デジタル社会構想会議」において有識者の意見を聴く。また、地方6団体、NISC、個人情報保護委員会に対する法定の意見聴取に加え、パブリックコメント手続等により広く国民からの意見も募集する。

## 【4】 デジタル庁発足前に次々と問題発生

- (1) デジタル監の迷走・・・背景に平井大臣と官邸官僚の勢力争い？
- (2) やはり明らかになった民間癒着

デジタル政策を巡る最近の主な問題	
事例	処分など
新型コロナウイルス対策向け接触確認アプリの不具合を放置	厚生労働省事務次官と健康局長を文書による嚴重注意処分(4月)
東京五輪・パラリンピックで使う健康管理アプリの発注業務で不適切な対応	IT総合戦略室幹部ら6人を訓告などの処分。平井卓也デジタル改革担当相は給与を自主返納(8月)
平井氏がNTT幹部と会食後、同社子会社を含む共同事業体が健康管理アプリの入札に参加	弁護士らの調査チーム問題視せず(同)
健康管理アプリの費用減額巡り、平井氏が「(発注先を)脅しておいた方がいい」と発言	弁護士らの調査チームが減額に影響しなかったと認定(同)
デジタル庁の赤石浩一デジタル審議官が民間業者から3回計約12万円の接待。平井氏も一部同席	国家公務員倫理規程違反で赤石氏を減給処分。平井氏は給与を自主返納(9月24日)

(東京新聞デジタル2021. 9. 24より)

NTT接待の経過	
2020年9月25日	▶ 赤石浩一デジタル審議官がNTTと会食
10月2日	▶ 平井卓也デジタル相、向井治紀参与、赤石氏が会食
12月4日	▶ 上記3人が会食
21年1月14日	▶ 政府の東京五輪・パラリンピック向けアプリの事業を、NTTコミュニケーションズなど5社の共同事業体が1者入札で落札
6月21日	▶ 週刊文春が取材。平井氏が割り勘分22万円を支払い
24日	▶ 文春が接待問題を報道
25日	▶ 平井氏が記者会見で割り勘と説明
9月1日	▶ デジタル庁発足、向井氏が内閣官房室長代理を退職
24日	▶ 赤石氏の処分を公表
27日	▶ 会食相手はNTTと公表
28日	▶ 平井氏が会見で取材後の支払い認める

※肩書は現職

(東京新聞デジタル2021. 10. 29より)

問題は個々の癒着以上に、

- ・癒着は個々の職員の問題でなく、IT行政の構造的問題ではないか(一社入札、随意契約等)
- ・民間主導で強い権限を持つデジタル庁によって、IT産業にとって都合がいい行政システムへと作り替えられる危険(監視資本主義による行政組織の乗っ取り)

- (3) 「信頼される組織にするためにデジタル化のプロセスを全てオープンに」と言いつつ隠蔽体質  
平井大臣「干す、脅す」発言日以外の定例会議録音テープを、「脅す発言」報道後に廃棄